

令和3年瑞穂町教育委員会第2回定例会 会議録

令和3年2月25日瑞穂町教育委員会第2回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 友野 裕之 君

・教育指導課長 小熊 克也 君・教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君

・図書館長 町田 陽生 君

庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第2号 議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について

（瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

日程第4	議案第3号	議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について (瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)
日程第5	議案第4号	瑞穂町スクールガードリーダー実施要綱を制定する告示
日程第6	議案第5号	第2次瑞穂町生涯学習推進計画の策定について
日程第7	議案第6号	瑞穂町登録無形民俗文化財の登録について
日程第8	議案第7号	令和2年度一般会計補正予算(第10号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第9	議案第8号	令和3年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午前9時

鳥海教育長 だいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年瑞穂町教育委員会第2回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において4番、村上委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第2号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第2号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例の一部改正のうち、教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。詳細につきましては、学校教育課長が説明します。

学校教育課長 議案書を1枚おめくりください。提案理由は、学校耳鼻咽喉科医の報酬額の規定を整備するため、条例を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

1枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。今回の条例の一部改正では、町内に耳鼻咽喉科医院が開設したことに伴い、町内小・中学校の学校耳鼻咽喉科医として委嘱をするため、当該学校医を追加するものです。

別表第1、「学校眼科医」の次に「学校耳鼻咽喉科医」報酬額「年額(1校につき)506,520円」を追加します。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 学校耳鼻咽喉科医を指定することにより、具体的に何が変わるのか教えてほしい。

学校教育課長 従前は、委託による耳鼻咽喉の受診をおこなっていましたが、その都度、派遣医師が変わることが解消され受診以降の相談などがしやすくなるのがメリットとして挙げられます。同じ医師に診ていただくことで、経過観察なども向上するものと考えます。また、当日受診できなかった場合の学校との日程調整を含めた再診察の件なども、柔軟な対応が可能になります。当該医師に打診したところ快く受けていただく了承をいただきましたので、4月1日から正式に学校医にお願いする準備をしているところです。

関谷委員 従前の報酬額と今回のものについて、どういった差異があるのでしょうか。

学校教育課長 7校で、50万円ほど高くなりますが、通年をとおして学校に関わっていただき、経過観察なども行いやすくなります。これで、内科医、歯科医、眼科医などを含めて、町内でもほぼ全ての専門医がつくことにな

ります。

関谷委員
学校教育課長
鳥海教育長

これまでは、この表によらず、どの項目から支出していたのか、説明をお願いします。
健康診断委託料からの支出になります。
ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第2号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第2号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第2号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第4、議案第3号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第3号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例の一部改正のうち、教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。詳細につきましては、社会教育課長が説明します。

社会教育課長

今回の条例改正は、町民会館での新型コロナウイルスワクチン接種の実施に伴い、町民会館ホール利用の代替として、スカイホール小ホールとリハーサル室及び展示ホール並びに設備について、町民会館ホール使用時と同条件の使用料とするものです。

議案書をおめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。附則を改めます。第2条第1項は、スカイホールを町民会館の代替として使用する場合の規定を改めます。これによって、町民会館での新型コロナウイルスワクチン接種の実施に伴って小ホール等を使用する場合は、町民会館の使用料が無料又は使用料の全部も

しくは一部を免除されるべき団体であると教育委員会が認めたときは、小ホール等の使用料について、100分の100の減免を適用するものです。

附則では、第1項で施行期日を、第2項で準備行為を定めます。第2項は、第1項による必要な使用の承認、使用料の免除や返還などの行為は条例施行期日前でも、可能であることを規定しています。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

それでは、私から少し補足させていただきます。新庁舎建設中に、役場庁舎機能の一部を町民会館に移しました。その際、同様の条例改正を行いました。今回、町民会館は、新型コロナウイルスワクチン接種会場として予定されていますので、その間は同じ措置を行うことになります。

鳥海教育長

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第3号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第3号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第3号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第5、議案第4号、瑞穂町スクールガードリーダー実施要綱を制定する告示について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第4号については、第2次瑞穂町教育基本計画に基づき、瑞穂町でスクールガードリーダー事業を実施するため、要綱を制定する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長

1ページおめぐりください。教育委員会では、地域学校協働本部事業に資する東京都地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を活用し、学校や通学路の安全確保を図り、子どもたちが安心して教育を受けられるこ

とを実現するため、要綱を策定いたします。

「瑞穂町スクールガードリーダー」は元警察官を核として地域住民等参画による子どもの安全確保のための見守り活動を行います。このことにより、子どもたちが安心して教育を受けられる環境づくりを図ります。

第1条は、趣旨が示されています。第2条は、スクールガードリーダーの活動内容が定められています。第3条は、委嘱等について、第4条は、活動時間について、第5条は、守秘義務について、第6条は、庶務について、おめくりいただき、第7条は、服務等について、第8条は、委任について定めます。

令和3年度はスタートの年であり、3名のスクールガードリーダーを委嘱し、瑞穂第一小学校、瑞穂第二小学校、瑞穂第三小学校に配置していきます。令和4年度以降は、スクールガードリーダーの委嘱を新たに増やしていく予定です。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

滝澤委員

いずれ各小中学校に1名ずつ警察官のOBが配置されて、学校安全に携わるボランティアの方に助言や指導等を行うということでしょうか。また、指導者にあたる人をスクールガードリーダーと呼ぶことになるのでしょうか。

教育指導課長

ご質問のとおりになります。本来であれば全小学校への配置を目指したかったところですが、町在住の元警察官の方にはかぎりがありまして、令和3年度は3名であります。今後全校に配置できるように目指していきます。

村上委員

説明にあった3校に決定した基準は何かありますでしょうか。安全指導の観点からは、交通量の多い学校に先行して充てた方が良いのではという考えもあろうかと思いますが。

教育指導課長

今回の3名については、お住まいの地区を基準に配置していきます。年齢的にも遠くの学校区では負担になることも考慮して判断しました。

鳥海教育長

ボランティア的な活動であり、また、地域貢献の趣旨や年齢も加味すると、地元の学区で携わっていただくことが妥当であると考えました。学校順に配置したわけではなく、在住地域がたまたま一小から三小になっていたことということです。

関谷委員 スクールガードリーダーという言葉は初めて耳にするのですが、国や都からの要請があったものなのでしょうか。

教育指導課長 国・都の制度であり委託するような形で各自治体におりてきています。10年ほど前からあり、瑞穂町でもぜひ活用しまして、安全の強化を図りたいと考えています。

関谷委員 今現在、学校に携わる団体が数多くあります。例えば、安全安心に関する講話や薬物乱用防止に関する講演会などです。学校の中にあまり多くの団体が入れ替わり立ちかわり入ることで、どうかなという思いもあります。

守秘義務に関しては徹底していただきたいところです。また、それぞれの学校長の学校運営に関してきちんと理解してほしいと思っています。

教育指導課長 守秘義務に関しては大切なことでもありますし、各種団体同士の連携がうまくいくように、副校長を中心に運営していくように考えています。また、この制度は、今年度から立ち上がっています地域学校協働本部の一つとして捉えていますので、連携を密にして進めていきたいと考えています。

中野委員 子どもたちの安全確保ということですが、各小中学校のPTA活動の中にも見守り活動との調整などが必要になると思われます。また、現状のPTA活動の見守り活動などはどのようになっているのでしょうか。

教育指導課長 1点目のPTAとの調整ですが、実質、地域学校協働本部の一部として位置付けられますので、出だしとしては副校長が要となります。今まで実績のありますPTAと新たなスクールガードリーダーをリンクさせなければなりません。その役割が副校長になります。後々には地域学校協働本部のコーディネーターが管理していくことになろうかと考えています。2点目の各校のPTA活動の実態ですが、学校により差があります。一番機能しているのが四小であり、警察との連携をとりながら交通安全に取り組んでいるところです。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第4号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第4号を原案どおり決定することにご異議はござい

ませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第6、議案第5号、第2次瑞穂町生涯学習推進計画の策定について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第5号については、第5次瑞穂町長期総合計画の策定にあわせ、第2次瑞穂町生涯学習推進計画を策定するため、本案を提出するものです。詳細につきましては、社会教育課長が説明します。

社会教育課長 説明いたします。本計画は、第1章から第5章までとし、その後に資料を添付している構成となっています。

2ページをお開きいただき、最初に、生涯学習は子どもから大人までを対象とし、自己の啓発・充実や生活・職業上の能力の向上のために、各人が自発的意志に基づいて学ぶ活動を基本としています。学校や社会などで意図的・組織的に行われる学習のほか、個人的なスポーツ、文化、趣味、レクリエーション、ボランティアなどの活動も含まれます。

本計画は、町民の誰もが、生涯いつでも、自由に学習する機会を選択し、学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる「生涯学習社会」の実現を図るものです。生涯学習の推進を目指した本計画の策定理由としましては、社会・経済情勢の変化や事業・施策の進捗状況、並びに第5次瑞穂町長期総合計画にあわせて、本計画を策定しました。

策定の経過としましては、関連する部署等への照会及び庁内の策定検討会を3回、社会教育委員の会議で7回、それぞれ協議したほか、住民からの意見募集を1月13日から27日まで実施し、1件のご意見をいただきました。

前計画から主な変更点や追加した事項について説明します。

主な変更点は、19ページ及び30ページの図書館改修工事後の利活用について、新たに位置づけていま

す。その他ですが、7ページは生涯学習に関する主な事項を時系列で掲載したほか、8ページではこれまでの体育施設の有料化への取組を、10ページ及び19ページはコロナ禍での対応を、25ページは教育現場でのICT環境整備に触れています。

また、59、60ページでは資料になりますが、生涯学習関係各施設の利用及び減免状況を記載しました。

それでは、第1章から順に説明いたします。

1ページ以降の「第1章 生涯学習の背景と取組」では、国・都・町の動向について記載しています。ここでは、特にこれまでの取組や、生涯学習の課題・推進について記載しています。

続きまして、13ページの「第2章 計画の基本的な考え方」では、14ページの「第1節 計画の目的」として、『町民の誰もが、生涯のいつでも、自由に学習する機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活かすことのできる「生涯学習社会」の実現をめざす』こととし、「第3節 計画期間」は令和3年度から令和12年度までの10年間とし、前期5年終了時に見直しを図ることとしています。

続きまして、17ページ「第3章 生涯学習推進施策の体系」では、18ページの「第1節 基本的な考え方」、「第2節 推進計画の基本方針」、21ページの「第3節 生涯学習推進体制の体系」を順番に記載しています。

23ページ以降の「第4章 生涯学習推進の施策の方向性」では、体系とあわせて具体的な説明をより詳しく記載しています。この後の第5章で具体的な施策を記載していく前段として、24ページでは『第1節 あらゆる年齢における学びあい』、26ページでは『第2節 生涯学習の場と機会の提供』、28ページでは『第3節 自主的な学習活動への支援』、30ページでは新たに体系として位置づけを加えました『第4節 生涯学習に寄与する図書館の利活用』、そして32ページは『第5節 生涯学習推進体制の整備・評価』を記し、それぞれについて施策の方向性を定めています。

33ページの「第5章 生涯学習推進への具体的施策」では、生涯学習に関連する担当部署等の取組や事業を掲載し、町民一人ひとりが生涯学習を検討する際に、参考となる施策を各種記載しています。

最後に、49ページ以降の「資料」になりますが、町内の生涯学習関係施設の詳細を記載しているほか、

各施設の利用件数や減免状況、用語解説を記載しています。説明は以上となります。

鳥海教育長
滝澤委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

他市町では、市民大学という名称で通信講座などを行っています。そこまでいかななくても、町内在住のいろいろな知識をお持ちの方を講師に招いて話を聞くようなことを、1年から2年かけて後押しをしていく仕掛けをしても面白いのではと考えています。町には文化連盟などもあり自主的に活動しているのですけれど、社会教育課で音頭とりを行ってみてはどうかかなと思っています。図書館や郷土史料館でも似たようなことはしていますが、より広い分野に関われる社会教育でこそ行えるものもあると思います。他市町に比べると少し足りないかなと思う部分もありますので、今すぐでなくてもいいのですけれどボトムアップを仕掛けてほしいと思います。

社会教育課長

市民大学については、以前の計画の中にも目標として掲載されていましたが、実現は難しかったというところですが、ご指摘のとおり、文化関係の裾野を広げていくという意味合いでも、市民大学という名称ではないにしても、各分野に精通している方達の協力を得て、一つのきっかけとなるような展開をできたらと考えています。

鳥海教育長

補足いたします。瑞穂町における社会教育の体系の中で、以前は公民館条例もあり公民館機能を社会教育課社会教育係が担っていました。実際の公民館というものが無くなってからも、各種講座などを開設し、定着した後に自主的グループとして活動していただくという流れを作っていました。

現在は社会教育係という名称に戻りましたが、一時、生涯学習推進係という名称になっていました。その頃、目的が組織名称に沿って進んでいきました。言い換えれば、生涯学習、自ら学ぶことを応援することに徹しました。従前のように、積極的に講座等を開催し、住民に啓発していくようなものではなくなりました。

講座等はどこで開催するのかとうことになれば、図書館や郷土史料館で行う事になりました。現在も市民的なものは郷土史料館でその役割を担っています。

今年度、名称が戻ったことでもありますので、公民館的な講座等をもう少し社会教育係で行っていただきたい思いがあります。

図書館長 滝澤委員がおっしゃるとおり、立川市等で実施している専門的な大学教授が行う市民大学とは違い、町では郷土の魅力を伝えるご当地的な講座を開いているところです。この先は、幅を広げていく必要があると考えています。図書館・郷土史料館案件になりますので、内容としては、郷土の歴史文化が切り口になります。「大学」がつく講座として、瑞穂ふるさと大学を継続していきたいと考えています。

関谷委員 公民館条例があったころに、あきる野市に頼まれ、文学に関する講演をしたことがあります。その経験から、ふるさと大学として扱っているものをもう少し広げて、社会資源として町内にいる方達はたくさんいると思います。そういう方達を見出し、市民大学的な講座が繰り広げられると良いと思います。

社会教育課長 社会教育の範囲になろうかと思いますが、生涯学習団体と文化連盟団体がありますが、だんだん文化連盟が衰退していったような気がします。一時期、生涯学習団体に組み入れられるような話を聞いたような記憶があります。そのあたりの方向性はいかがでしょうか。

鳥海教育長 確かに、生涯学習団体と文化連盟の区別については、少し分かりにくいものになっています。同じような団体も混在していますので、それぞれ話し合い等を行い、かぶらないようにしていきたいと考えています。

私なりに思っているところですが、文化連盟の各部のものは、公民館事業によって興したものを引き継いできたものが多々あります。代表的なものは文化連盟陶芸部になります。社会教育事業として当該団体の活動を行い、そこから卒業した方達が自主グループとして派生していきました。水墨画教室につきましても、町内に講師となりうる方がいまして、その方にお声掛けをして社会教育事業の講座を開きました。その発展系が文化連盟になります。以降、町側からの働きかけも変わってきまして、自ら学ぶ人たちに対して支援する方向になりました。そういったこともあり、文化連盟が先細りしてきたのかなと思います。

今後、講座ですとか文化芸術に関する啓発的なことは、図書館が所管していくのが良いのかなとも思っています。

図書館長 延期になってしまいましたが、令和2年度に図書館講座を計画していました。今迄は、本に関する読書講演会として行ってきたものを、図書館が有する地域資料を切り口にして、いろいろな講座等を計画していきたいと考えています。

滝澤委員

触れていただいた、ふるさと大学については、歴史、自然、観光産業の3本柱で行っています。その先にふるさと検定を位置付けています。この検定に受かりますと、今後指導者として上手に活用していこうという狙いがあります。資料館は教育委員会の所属ですし、もう少し教育的な刷新をしていてもいいのではと考えています。令和3年度には3つの教育的講座を考えているところです。これには、学校教育課、教育指導課との連携が必要となります。学社連携を視野に置ければ、よりよい講座運営ができるのではと考えています。

鳥海教育長

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第5号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第5号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第5号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長
教育部長

日程第7、議案第6号、瑞穂町登録無形民俗文化財について、教育部長より提案理由の説明を求めます。議案第6号については、瑞穂町文化財保護条例第37条に基づき、次の祭り囃子を瑞穂町登録無形民俗文化財に登録したいので、本案を提出するものです。詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長

はじめに経緯を説明いたします。保存団体からの登録申請に基づき、令和2年11月5日に文化財保護審議会へ諮問を行いました。保存団体への聞き取り調査や識見者の評価・意見を踏まえた審議の結果、令和3年2月4日に5件の祭り囃子について、登録の要素を十分に備えた文化財である旨の答申をいただき、瑞穂町登録無形民俗文化財に登録についての議案提出にいたしました。参考資料として、諮問書を答申書の写しを添付させていただきます。

登録する文化財についてご説明いたします。恐れ入りますが、はじめに、参考資料の答申書をご覧ください

い。答申書中段、評価のポイントとして、①地域に伝わった当時の囃子が現在も継承され、かつ数世代にわたり受け継がれているか。②定期的に練習を行うなど継承に向けた取り組みを行っているか。また、組織体制が整っているか。③地域の祭礼や町イベント等へ積極的に参加しているか。以上の3点を共通事項として審議され答申にいたしました。

議案書におもどりください。登録する文化財について、名称、所在地、保存団体の順でご説明いたします。なお、種別はすべて無形民俗文化財です、1件目は、殿ヶ谷重松囃子、瑞穂町殿ヶ谷、殿ヶ谷囃子連。2件目は、高根あだち流囃子、瑞穂町高根、高根囃子保存会。3件目は、長岡重松囃子、瑞穂町長岡、長岡囃子連、4件目は、箱根ヶ崎あだち流囃子、瑞穂町箱根ヶ崎、箱根ヶ崎囃子連。5件目は、石畑祇園囃子、瑞穂町石畑、石畑祇園囃子保存会です。

なお、地域の祭りでは、殿ヶ谷重松囃子、高根あだち流囃子、長岡重松囃子、箱根ヶ崎あだち流囃子は、山車の上で演奏され、石畑祇園囃子は太鼓とともに神輿を先導しながら演奏する形態です。

また、議案書の表中の記載で、「ヶ」という文字について、大きいものと小さいものが混在していますが、地名を表すものは大きいもの、保存団体の名称は小さいものが使われています。

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第6号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第6号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長
鳥海教育長

鳥海教育長

日程第8、議案第7号、令和2年度一般会計補正予算(第10号)の原案中教育に関する部分の意見聴取

教育部長

について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

議案第7号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年度一般会計補正予算（第10号）の原案中教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細について説明いたします。

1ページおめぐりください。年度末の補正予算は、契約実績や事業などの実績に伴う減額・増額補正と契約差金による減額補正が大半を占めますが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業等の中止による減額補正も大きな割合を占めています。

歳入、歳出とも主な項目についてのみ説明させていただきます。

まず、歳入です。科目名称と増減理由について説明いたします。

ナンバー4「学校施設使用料」は、図書館改修工事に伴い、工事請負業者が瑞穂中学校の敷地の一部を仮設事務所として使用するための、行政財産使用料です。令和3年1月から3月までの3カ月間を増額します。令和3年4月以降、工事完了まで収入を見込みます。

ナンバー14、2ページに入りますが、ナンバー17「学校における働き方改革推進事業補助金」は、各学校に導入する校務支援システムの補助対象範囲が広がったことに伴い、小・中学校それぞれ増額します。

ナンバー25「自動販売機販売手数料」は、東京オリンピック・パラリンピック啓発のため、町内施設に自動販売機を設置しています。町営グラウンドにも1台設置し、その販売手数料を増額します。

次のページから歳出になります。歳出の4ページ、ナンバー60、6ページ、ナンバー80「新型コロナウイルス感染症対策に係る教科書代」は、デジタル教科書購入に伴う増額です。小学校については、令和2年9月議会において補正予算として計上していますが、中学校については、令和3年度から新学習指導要領実施にあわせ、令和2年度に繰越明許費として補正予算計上し、令和3年度に購入します。

7ページ以降9ページまでは、契約又は実績、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業中止等に基づく予算の減額が主なものです。

鳥海教育長
村上委員
教育指導課長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

デジタル教科書について、もう少し詳しく教えてください。

小学校においては、9月と3月の補正予算で購入ということになっています。9月補正予算分については校長裁量の予算付けとしています。今回、国の補正予算の動きもあり予算計上するものです。なお、デジタル教科書には、先生が使う指導者用のものと児童・生徒が使う学習用のものがあります。今回のものはすべて指導者用のものになります。小学校のデジタル教科書は、国の補正予算との兼ね合いにより令和2年度予算で購入する必要があるため、繰越明許という形になっています。

鳥海教育長

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第7号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第7号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第7号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長
教育部長

日程第9、議案第8号、令和3年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

議案第8号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和3年度一般会計予算の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

議案書を1枚おめくりください。

はじめに、令和3年度瑞穂町一般会計予算の概要です。上の表に記載のとおり、令和3年度瑞穂町一般会計予算は、総額144億700万円で、令和2年度に比べ3,200万円、0.2%の減となりました。

減の主な要因としては、図書館改修工事等の大規模な建設事業が予定されている一方、児童館等複合施設空気調和設備機能復旧工事等が終了したことにより減となりました。この内、教育費は、21億1,375万4千円で、令和2年度に比べ3億6,275万4千円、20.7%の増となりました。増の主な要因としては、図書館改修事業のほかに、町内に耳鼻咽喉科が開設されたことに伴い、町内小・中学校の学校耳鼻咽喉科医として委託し、当該医師に支払う報酬と、新型コロナウイルス感染防止のために、放課後の小・中学校校舎内の消毒作業のためのシルバー人材センター委託料の新規計上分があります。

下の表をご覧ください。教育費を工事関連事業費とその他の事業費に分け、令和3年度と令和2年度を比較しました。

工事関連事業費は、令和2年度予算には主なものとして、図書館改修工事の前払い金5,000万円を計上していました。令和3年度は、図書館改修工事が完了予定のため、図書館改修事業、予算額6億430万円7千円を含め、令和2年度と比較し、5億4,823万円、率にして959.3%の増となります。

図書館改修工事のほかに、町営第二庭球場だけでもトイレ設置工事の設計費用107万3千円があります。

次に、その他の事業費は約15億837万4千円、10.9%の減となりました。

おめくりいただき2ページをご覧ください。

教育費の区分ごとの内訳です。令和3年度と令和2年度の予算額を比較したものです。

3ページをご覧ください。このページから教育部の組織ごとの重点事業の一覧です。学校教育課は、新規・重点事業が1事業、重点事業が11事業、合計12事業です。

重点事業として、ナンバー6の「GIGAスクール構想に伴うICT推進」があります。これは、令和2年度に整備予定の児童・生徒一人1台のPC配備により、家庭でのインターネットを介しての学習が必要となった場合に備え、インターネット環境の無い家庭へ貸し出すためのモバイルルータの貸し出しや、各学校へICT支援員を派遣し、教員の支援を行う予定です。

新規・重点事業として、ナンバー12、先ほど説明しましたが、新型コロナウイルス感染防止のために、

放課後の小・中学校校舎内の消毒作業をシルバー人材センターに委託します。

おめくりいただき、4ページ、5ページは教育指導課所管分です。新規・重点事業3事業、新規事業が4事業、重点事業13事業、合計20事業です。

新規・重点事業としては、ナンバー13「放課後学習「学びのテーマパーク」の中学校3学年版「スタディアシスト」で、原則中学校1、2年生を対象としていた学びのテーマパークについて、中学校3年生を対象とした事業「スタディアシスト」を実施します。

ナンバー16「地域学校協働本部・小学校スクールガードリーダーの配置」で、警察官OBを小学校へ派遣し、児童の登下校時の見守り活動を行います。

新規事業としては、ナンバー14、15「適応指導教室・日本語指導や通訳の充実：日本語指導員の学校派遣、翻訳機の導入」、「適応指導教室・長期化する不登校児童・生徒へのオンライン学習の支援」、ナンバー17「専任教育相談員の職務の追加：スクールソーシャルワーカー的機能」で、これらの事業で外国籍の児童・生徒、不登校児童・生徒への支援・充実を図ります。

おめくりください。6ページは社会教育課所管分です。新規・重点事業2事業、新規2事業、重点事業13事業、合計17事業です。

新規・重点授業として、ナンバー15「体育館建設の検討」で、現在の中央体育館については、北側東側斜面は、土砂災害警戒区域であることから、同じ場所での改築は考えにくく、新たな機能を備えた体育館の新設を検討してきます。

新規事業では、ナンバー16「体育施設長寿命化計画の検討」です。経緯としては、国が平成25年に「インフラ長寿命化計画」の策定を要請し、この要請を受け町は平成29年3月に「瑞穂町公共施設等総合管理計画」を策定しました。この総合管理計画を上位計画として、公共施設ごとに「個別施設長寿命化計画」の策定が求められ、体育施設についても、令和3年度以降、計画策定の検討に入ります。

7ページをご覧ください。図書館所管分です。

新規事業はなく、重点事業のみの合計15事業です。先ほどもご説明しましたが、ナンバー1「図書館改

修事業」は、令和2年度に引き続き改修工事を行い、令和3年度中のリニューアルオープンを目指します。

以上が、令和3年度一般会計予算の原案中、教育に関する事務に係る部分の説明ですが、本日お配りした令和3年度瑞穂町一般会計予算書については、後ほどお目通しいただきたいと思います。

鳥海教育長
村上委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

2ページを見ますと、教育指導費がマイナス19.5%とかなり減っていますが、学力向上など教育指導課の事業には大事なものがあります。どのあたりが、削られてしまったのでしょうか。

学校教育課長

令和2年度に予算計上されていた校務支援システムの導入に伴うものが約5,700万円ありました。構築作業が完了し、その分が令和3年度には計上されていないことが、減額の主な要因になります。

教育部長
鳥海教育長

教育指導課所管分については、影響はありません。

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第8号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第8号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第8号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて令和3年瑞穂町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前10時20分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員